

政治倫理審査会記録

令和6年1月12日

【開催日】 令和6年1月12日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時31分～午後4時13分

【出席委員】

会長	松尾数則	副会長	岡山明
委員	白井健一郎	委員	恒松恵子
委員	中島好人	委員	古豊和恵
委員	前田浩司	委員	森山喜久

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

なし

【参考人】

なし

【事務局出席者】

局長	河口修司	議事係主任	岡田靖仁
----	------	-------	------

【審査内容】

- 1 被審査議員に対する調査請求の7項目について
- 2 その他

午後1時31分 開会

松尾数則会長 それでは、ただいまから第10回政治倫理審査会を開会します。

その前に、お手元に、これまでやってきた経過等もお配りしたと思っただけけれど、入っていないですか。（発言する者あり）全員に配っていないですか。暫時休憩します。

午後 1 時 3 2 分 休憩

午後 1 時 3 6 分 再開

松尾数則会長 それでは休憩を解きまして、政治倫理審査会を続行します。私がまとめました政治倫理審査会の内容をお手元に配付してあると思うんですが、2 ページに政治倫理審査会のこれまでの経緯を記載しております。調査請求者への事情聴取に始まりまして、関係者や執行部に意見聴取を行いました。被審査議員への事情聴取の要請を行ったんですが、山田議員は出席されませんでした。調査請求書の7項目について審査し、内容は全て認めるけれども、いずれも条例に該当しないというような意見もありました。これを受けまして、これからの審査の内容でありますけれど、まず、審査の中で疑問点や整理すべき点がいろいろ出てきましたので、それを1に記載しております。政治倫理審査会の内容は、議会内の事象に限定されるのか。政治倫理条例は「議員は」で始まっていますから、議員の議会内の活動も議会外の活動も含まれると解釈しています。2番目としまして、調査請求書の内容に間違いはない。しかし、現在は行っていない。このように、もう現在は行っていないという内容も含めて、政治倫理条例で審査しなければいけないと考えておりまして、これからも審査の内容に従って政治倫理審査会を遂行していこうと思っています。これについて、皆さんから意見が何かありますか。

中島好人委員 会長から、1項の中で、要するに、議会外も指摘されるという話でしたけれども、議会外の活動は、地方自治法の観点からいっても、あくまでも、議員個人が負うべきことであって、議会が議員に対して議会外のような活動をチェックしていくという方向に道を開くので、それはおかしいのではないかなと思います。やはり、議会内に限り、あくまでもやっぱり議会の中の秩序とか、議会の権威とか、品位とか、そういうものの関わりでやるわけですから、議外に言及すべきではないと考えます。ましてや、議会外の活動様々な議員の活動があるわけで、そうい

うのを議会が規制してしまうんではないかというおそれを含んでいるので、議会外は適用すべきではないと考えます。もし、そうするというのなら、これとこれとこれというように列記すべきであると思います。何でもかんでも適用されてしまうことはおかしい話ではないかと思えます。

松尾数則会長 中島委員の言われた内容については、森山委員が第9回政治倫理審査会のときに発言されたと思うんですけど、政治倫理条例というのは、「議員は」という表現になっています。つまり、議員のどんな活動も政治倫理条例は適用されると考えています。これについて、中島委員、何かありますか。

中島好人委員 議会が関与すべき問題は、やっぱり一定の規定があるはずで、繰り返しますけれども、それぞれの議員の活動を議会がチェックすること自体がおかしいと思います。議会の規律や品位を保つことというの内容が大事であって、議会の活動と無関係な議員の活動行為そのものが対象にはならないのではないかと思います。

松尾数則会長 何度も言うようですけど、「議会は」じゃないんです。政治倫理条例上では、「議員は」と規定されているんです。

白井健一郎委員 政治倫理条例を改正するという話は、皆さん知っているとおりにですけど、その改正に当たって、現在の議論としてここをどう考えられているのか、確認できたらと思います。

松尾数則会長 それは、分かりませんし、今回は現在の条例に従ってやろうと思っています。

白井健一郎委員 いや、現在の条例がおかしいと思っているから今度改正されるわけで、理屈としてあり得るかもしれませんが、おかしいと思われる条例をそのまま適用するほうがおかしいんじゃないでしょうか。

松尾数則会長 それは少し違うような気がするけれどね。ほかに意見はありますか。

恒松恵子委員 政治倫理条例が改正されるということですが、私の耳には全く入ってきていなくて、されるかもしれないということはどうもレベルで聞いています。担当委員会でもない議員である私どもは情報を全く得ていないので、やはり現在の条例で審査されるべきでないかと思えます。

松尾数則会長 そう思います。

中島好人委員 委員長報告か何かで、見直しの必要性があるとされていると理解しております。

松尾数則会長 それも、もちろん見えています。ただ、あくまでも、今回のこの政治倫理審査会は、今ある政治倫理条例に従って審査していきたいと思っています。よろしいですか。

中島好人委員 今の意見に対しては、おかしいんじゃないかと反論したんですけど、無視になるわけですか。やったかやらないかということを確認してください。

松尾数則会長 どの内容をということですか。

中島好人委員 見直しのお話を初めて聞いたというから、そんなことはない、報告の中で見直しの必要性があるという話は委員長がきちんと話されているのではないかと聞いています。二つの意見があるわけで、そのまま放って次に行こうとするのはどうなのかということなんです。きちんと結論付けてほしいだけの話です。

恒松恵子委員 大変失礼しました。今、議会運営委員会の資料を拝見したところ、令和5年7月31日の付議事項の3番に、政治倫理条例の見直しについてという付議事項がありました。この改正の内容については、具体的にできていなかったもので、そう申しました。私の認識不足で、具体的な内容まで知らないということで、大変失礼しました。付議事項で確認できました。

松尾数則会長 附帯意見としてあったのは事実ですし、それは皆さん認識していると思います。

森山喜久委員 私のときの政治倫理審査会で、条例を見直すべきではないかとの附帯意見があったのは事実です。その後、議会運営委員会で付議事項としても上がりましたが、具体的にどの箇所を修正するか、加筆するかという議論にまで入っていません。しなければいけないという方向性は決まっているけれど、具体的には一切決まっていないというのが今の状況です。

白井健一郎委員 今の意見には納得いかないんですけども、おかしいところがあるから変えようという動きになるわけでしょう。おかしいところが何も分からないというんじゃ、そもそも変えようという動きが出てこないはずでしょう。(発言する者あり)いや、だから、現状のどこかを変えたいから改正の話が出てきているわけですよ。(発言する者あり)はい、分かります。だから、現状で「おかしい」とどこかが問題になったはずなんですよ、絶対に。そこを「ない」とおっしゃったから、おかしいんじゃないかと言っているんです。

中村議会事務局次長 では、そのときの附帯意見の部分を述べます。「政治倫理とは、単なる道徳ではなく、政治に携わる者が持つべき職業倫理であり、政治を行うに当たっての行動規範となるものである。現在の本市議会議員政治倫理条例第3条第1号は、第2号から第6号までの具体的な

基準と比較し、政治倫理以外にも、包括的に適用されると誤解される基準となっている。政治倫理条例の目的が政治の不正や腐敗を防止するものであり、議員がその権限や地位を不正に行使して、自己又は第三者の利益を図ることを防止するものであることに鑑み、今後、第3条を含め、条例の改正が必要と考える。」。以上です。

松尾数則会長　そういう状況です。ただ、何度も言うようですけど、あくまでも、現在の政治倫理条例に基づいて審査を行います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）今までも述べました確認事項の1番と2番は、もう確認されたという認識でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、3番になります。例えば、ここで言う、機関紙での誹謗中傷等は政治倫理条例で取り上げる内容なのかといった内容も含めて、これからは、7項目についていろいろ審査していこうと思っております。今後の進め方についても、どなたか意見がありますか。基本的には、何度も申し上げますけれど、調査書を出されて、一つでも政治倫理基準に違反していますよとなれば、当然、今回の申請の内容は政治倫理審査会に違反しているといった内容になると思います。

白井健一郎委員　誰も御発言なさらないので、私が言います。1から7を一つずつ多数決で諮って行って、一つでも当たれば違反となりますが、理由づけを最後にまとめる必要もありますから、1から7まで全部聞くということにしたらいいと思います。

松尾数則会長　白井委員が言われた流れでやっていこうと思っております。1番については、審査を行ったと思うんですが、1番から7番というのは、6ページ辺りぐらいから、第3条第1号違反についてをまとめたものがあります。小項目のほうは7条の中の区分に入っています。例えば、「職員の勤務時間中の勧誘、配布、集金業務を行ったことについて」というのは、1番になります。そして、枠で囲んであると思いますが、「明らかにまちによる個人の誹謗中傷、プライバシーの侵害、事実確認のない記

事掲載」は、2番になります。3番が「立入禁止区域内への許可なき立入り」、4番が「他人の土地の無断使用」、5番が「議会運営委員会での虚偽答弁」、6番が「議会運営委員会での法令遵守意識の欠如について」、7番が「第3条第6号違反について」となっております。基本的には、白井委員が言われたように、1から一つずつ行きたいと思います。

恒松恵子委員 まず、先ほど頂いた資料は、会長が作成されたんですか。

松尾数則会長 はい。

恒松恵子委員 前回の委員会記録も頂きましたけれども、1番、2番、3番までは、前回までで議論を尽くしたような気がします。今回もまた一からですか。

松尾数則会長 もう結論が出ているものを何度も話すつもりはありません。

恒松恵子委員 では、3番、4番辺りから進めると。はい、分かりました。

松尾数則会長 4番、他人の土地の無断使用云々については、皆さんから意見をいろいろ頂いているので……（「3番」と呼ぶ者あり）4に入っていないんですかね。3番目までですね。まず、3番までの内容について、皆さんから。（発言する者あり）1番は既に行った内容ですよ。副会長の意見ですし、1番からもう1回やります。（発言する者あり）不適合であるという事実だけ述べるということですか。

岡山明副会長 前回、既に審査していますから、今回は1から7まで、一つの項目に対して皆さんの意見を集約して、もう内容に関しては、今までやっているもので、それに対して個人から意見を頂くことでいいのでは。

松尾数則会長 つまり、これは政治倫理条例に違反していますよという内容を

上げてくれという意味ですか。（「ごちゃごちゃになる」と呼ぶ者あり）
一旦中断します。

午後 1 時 5 7 分 休憩

午後 1 時 5 9 分 再開

松尾数則会長 中断を解きまして、再開します。

白井健一郎委員 1 から 7 まで順番に取り上げて、それぞれにおいて、これが政治倫理違反だという事実を上げてもらう。それについての反論を待つてから、最終的に多数決を取るという形がいいと思います。

松尾数則会長 その他、意見はありますか。（発言する者あり）それでは、白井委員の発言もありましたし、例えば、1 番については、職員の勤務時間中に勧誘、配布、集金業務を行ったことについて……（「いやいや、その前に、皆さんの意見を聞いて、白井委員の言うように進めるかどうか。ほかの皆さんに聞かないとまずいと思いますよ。7 項目全部やるということで、そして、再スタートしましょう」と呼ぶ者あり）白井委員の意見は、基本的には流して行って、政治倫理条例に違反していますよという内容を 1 番から 7 番まで引き出せと言っています。ただ、今まではそれを 3 番までぐらいしかやってないので、それ以後も含めてやるかどうかという意味でしょう。

白井健一郎委員 政治倫理違反があったという事実をまず言うことが大切です。まず、それを上げてください。そこから議論を始めましょう。だから、もう 1 回一からやるということです。私はそう言っています。

松尾数則会長 倫理条例に違反というのは、今まで上げてきたのは、それはもうそれで、その内容については、例えば、職務時間中の件では、職務を

妨害したという内容も含めて、これは当然、政治倫理条例違反ですという内容は、今まで出てきた内容だと思うんですけど、どうですか。

白井健一郎委員 それなら、会長にお任せします。

松尾数則会長 2番、「明るいまち」での個人の誹謗中傷、プライバシーの問題については、どの分が違反ですということを皆さんで正確に話していなかったような気がする。第3条第1号「市民全体の代表として品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと。」に該当するのか。つまり、中島委員は違反じゃないという意見ですよ。

中島好人委員 「明るいまち」という政党の機関紙、ニュース等に対して、間違っているとかが誹謗中傷があるとか相手に確認していないとかが、政治倫理の対象になること自体がおかしいことで、あくまでも、それは当事者同士の問題であって、その内容について議会が関与すべきではない。だから、これについては、審査対象にはならないと思います。そうすることになれば、政党の政治活動に対する議会が規制していくことにつながってしまうわけです。そういった観点からしても、地方自治法や憲法にある基本的な活動を制限してしまう内容になってしまうのではないかというおそれを持つ内容ですので、関与すべきではないと改めて主張しておきたいと思います。

古豊和恵委員 議員団ニュースである明るいまちですけども、これは議員として書かれているんですか、それとも個人として書いてあるんですか。

中島好人委員 これは、議員団の発行です。

古豊和恵委員 議員として書かれているわけですよ。そうすると、議員であるお二方が、個人の方の名前とかプライバシーとかを載せてもいいものなんでしょうか。

中島好人委員 いいとか悪いとかという内容まで含めて、そういう内容にまで踏み込むべきではないと思います。答える必要はないと思います。

松尾数則会長 ただ、古豊委員が言いたいのは、正当な政治活動かどうかを聞いているんですよ。

中島好人委員 もちろん、正当な政治活動としてやっております。

古豊和恵委員 それならば、やはり、一市民の方の個人情報をごこれほど載せてはいけないと思いますが、いかがでしょうか。

白井健一郎委員 今言われたのは、具体的にはどこですか。一つ私が見ているのは、「明るいまち」にある「高松議長の関与がなかったのか」というところですね。まず、ここでしょ。もう一つあるのは、「矢田議員を狙い撃ちした政倫審調査請求、創政会の議長がやることなのか」という、この2枚ですよ。

古豊和恵委員 例えば、森山議員が自治会長のと時の話が全部載っているじゃないですか。それとか、実家売却とか、ありもしない、根も葉もないことが書かれていますし、それから、例えば、新聞にも載っていますけれども、樋口さんは個人だと思うんですね。私人だと思います。そういう方の名前も載っています。それはいいんでしょうか。

中島好人委員 そういった議会外での様々な問題については、あくまでも、当事者と私たちとの関係であって、議会が「ここがおかしい」とか「謝罪すべきだ」とか「プライバシーを載せるべきではない」とかをチェックするものではないということです。

古豊和恵委員 チェックとかではなくて、倫理上の問題、議員としてのモラル

は守られているのかどうかということだと思います。

中島好人委員 問われるべき内容は、議会の規律とか議会の品位とか議会に関わってのものであって、共産党の発行している明るいまちによって、議会の品位とか、議会に関わっての内容とかということ、それはまた違うわけで、そういうことがあれば、あくまでも、名誉棄損とか個人との中とかで解決すべき問題ではないかと思います。

古豊和恵委員 先ほど個人として書いていません、議員として書いていますと言われました。そして、これは政治倫理審査委員会の内容としては、「議員は」ですから、議会内だけではなくて、全て含まれると思いますが、いかがですか。

中島好人委員 だからこそ、何もかもが取り込まれているから、さっきありました附帯決議のように、今の条例は、言わば何でもかんでも取り上げられる内容になっているから、改正しないといけないとなっているわけです。だから、これはおかしいんじゃないかという話になっているわけですよ。それを、今の現行がそうになっているからといって、審議で後戻りさせていく内容でいいのかと。改善すべきと言われたら改善していき、新しく改正していく内容も提案していくというような前向きの審議をすべきであって、今の間違っている政治倫理審査条例にいつまでもしがみつくなのは、おかしい話ではないかと思います。

松尾数則会長 それは少し話が違うような気がします。

古豊和恵委員 守るべき、要するに前向きになるべきところは、きちんと変えるべきところは変えるべきだと思います。でも、変えない部分、守るべきところはきちんとあると思うんですね。「議員は」ということは、議会だけではなくて、やはり、市民の皆様から選ばれて、こうしてここに来ているわけですから、モラルをきちんと守るべきだと思いますが、い

かがでしょう。

中島好人委員 あくまでも、議会チェックの内容ではなくて、いろいろな意味で切磋琢磨していく問題であり、個人的な問題です。それが、例えば、ミスした内容があったら、それが全部対象になってしまう内容になっているわけですよ。それをやめましょうというのが、このたびの附帯決議の内容なんです。だから、「正式なものになっていないのに、なぜ、今の条例でやるんだ、附帯決議は何だったのか」となってしまうので、そういう意味では、この審議の形ではないと思います。

白井健一郎委員 「明るいまち」という共産党議員団が出しているこの新聞は、政治的な、まさに政治家集団としての意見そのものを述べているわけだから、憲法にも書いてありますけれども、政治的な言論というのは、表現の自由の中——表現の自由というのは、およそ憲法に書かれた人権の中で一番大切なものとされているんだけれども、その中でも、やっぱり政治的な言論が一番優位がある大切なものとあるんですよ。そこで、例えば、1か所間違いがある、だから、それを全部政治倫理審査会で罰を与えるべきだとは思わないと思うんですよ。これは、度々、山田議員が述べているように、間違いが分かれば訂正すればいいし、それである程度名誉を回復されると思うんですよ。まず、それが1点です。建物がどうのこうのという話のことを言いました。もう1点ですけども、一市民の方が、名前が挙がっていると。これをどう考えるかなんですけれど、決してその方の名誉をどうのこうのという問題ではないから気をつけて話しますけれども、その方は、例えば、議会に来て、特定の会派の部屋に入ったりして、かなり親密に関わりがあるという事実もありますけれど、それ以上に、今だったら、こんなに単純化していいのか分かりませんが、「明るいまち」対「政経ジャーナル」という形で、彼もまた表現の自由の行使者として、大きな政治力を持っているわけですよ。その彼を、一市民だから名前を出しちゃいけないとは言えないと思うんですよ。そういう周辺事情をうまく考慮して、一市民ではとど

まらない地位に彼はいると思っています。

松尾数則会長 憲法の表現の自由は、十分に承知しています。だから、誹謗中傷を含めて何を書いてもいいとは言えないと思うんです。

白井健一郎委員 だから、先ほど言ったように、事実で一つや二つの誤りがあるならば、それを後で訂正記事を出せばいいと思うんですよ。

森山喜久委員 だから、出されてないと言っているんです。指摘をしても半年以上出されてないのは、どう説明されるんですかと言っているんです。

白井健一郎委員 やはり、言論対言論で解決すべきと思っています。

森山喜久委員 表現の自由とか政治的優位性とかを言われたのはいいんですよ。ただ、事実確認をしていない記事があったと認められています。その中で、そういうのを認められたら、それを訂正するという行為をしないとイケないのに、されていないところもあると。そういった虚偽の記載はいいのかという話です。

白井健一郎委員 この場で話されている議論の中に、事実確認は相手方に直接話しに行って、イエスかノーかを確かめるという手段が出ていますけれど、事実確認はそこまでしなくてもいいと思うんですよ。ストーリーとして自然に流れていて、そして、それが社会的に相当であるというと、少し抽象的な言い方ですけども、自然と流れていて、読み手も「これは本当にそうかもしれない」となれば、そこで間違いが起きる場合もあります。

森山喜久委員 ただ、解釈の違いや勘違いなどは多分にある。それは、どういう状況でもあります。ただ、明らかに虚偽であったり事実確認をしてない記事が書かれていたりするのは問題だとの指摘があった中で、認めら

れている事実があった。そういったところで言えば、議会内で不穏当発言や虚偽の発言があったら、実際に議長や委員長から指摘されて、下手をすれば懲罰対象という話になりますよ。でも、そうじゃなくて、今回は議会外です。でも、議員の行動として、山陽小野田市議会の議員がこういう行動をしたとか、こういう文書を出したとかという事実の中で、山陽小野田市議会はどう対応するんですかと問われているということ、政治倫理条例の中で考えていけないといけないところと思うんですよ。その中で、改めて言います。事実確認をしていない記事がいまだに横行しているのではないかという疑念も含めて、どうなのかということです。

白井健一郎委員 まず、書き手の山田議員が、全く自分の頭の中の想像だけで書いたのかといたら、常識的に考えて何か手がかりはあったと思うんです。繰り返しになりますけれど、だから、言論対言論ですべきじゃないでしょうか。こういうことを書いたから、政治倫理違反としてバツサリ全部違反として罰を与えるべきではないんじゃないかと思います。

森山喜久委員 それとともに、先ほどからもあったんですけど、結局、個人のプライバシーをあえて書く必要があるのかということです。プライバシーには触れないことが議会の内外でもあると思うんですが、その辺はどうお考えですか。

白井健一郎委員 周辺事情が書いてあったほうがより分かりやすくなりますよね。より説得的になりますよね。

古豊和恵委員 それでは、又聞き之又聞きで間違えているかも分からないのに、個人のプライバシーを書いたほうが分かりやすいからといって、プライバシーまで書くのはいいわけですか。

白井健一郎委員 ケース・バイ・ケースとしか言いようがないんですけど（笑い声）ただ、繰り返しになりますけれど、相手方と当事者の意見を直接

聞かないといけないかといったら、そのことに何か議論を注視しているんだけど、そこまで別に何か要件があって、特に要求されているわけじゃないと思います。

恒松恵子委員 白井委員の解釈は、よく理解できました。ただ、事実関係を精査しないまま記事として紙媒体として残されたこと、また市議会について、また議長について書かれるというのは、山陽小野田市議会に対する疑問を読んだ方に持たれると考えます。あと、言論対言論で戦うことに対しては、このような媒体を使って、山陽小野田市議会のよくない風評被害を流布されるような状況になると思うので、これに関しては、私は政治倫理に違反しているとずっと感じております。2022年の9月ですから、もう1年以上たっても訂正記事がなされていないということも考慮しております。

白井健一郎委員 恒松委員にお聞きします。議長云々の話がありましたが、高松議長が何か誤った行為をしたと。そのことが記事で残ったら、市議会の名誉が下がるということですか。

恒松恵子委員 おっしゃるとおりです。それは、森山委員のことであれどなたのことであれ、悪いふうに書かれても、それは事実であっても事実でなくてもということです。なかったのかというはてなマーク、特に、高松議長と昵懇の間柄というようなことを書かれてしまうと、白井委員も言われたことがあるかも分かりませんが、議長だけでなく私たちも、これを見た市民の方から「議会は今、何をしとるんか」と言われたことも一度や二度ではないので、という意味です。

白井健一郎委員 それは、もちろん私だって似たようなことを言われることがあります。私は選ばれてしまったので、義務的に出ていますけれども、こういう政治倫理審査会が開かれていること自体が、はっきり言って非常に好ましくない状態だと思っています。もう一つ、議長の関与はなか

ったのかとかありましたが、言論というのは、要するに媒体があれば誰でも表現できるものです。だから、権力者とか強い者とかに対する言論というのは、一つの大きな価値があるんですよ。そこを無視して、本当に強い者を批判したら、我々の名誉自体も下がってしまうというのは、全然お門違いだと思いますね。

古豊和恵委員 お門違いであるとは、白井委員の個人の感想ですよ。

白井健一郎委員 基本的にはそうですけれど、大体社会で通用するような常識的なことを発言していると思っています。

古豊和恵委員 ならば、私は一般市民とちょっと違うのかな。私は、それは通用しないと思っています。地位が上の者であっても、攻撃されれば、それなりの痛みも覚えますし、我々も悲しく思います。それと、白井委員にどうしてもお尋ねしたかったのが、どこかの会がとても親密であると。どこの会か教えてください。

白井健一郎委員 創政会です。

古豊和恵委員 創政会の会派の部屋に来られたことはありません。親密に話すことはありません。どこからどうしてそういう話が出たのか教えてください。

白井健一郎委員 私もそれなりに情報を持っています。ここで一つ一つ挙げて、これが果たして親密かどうかと言えるかということまではしませんが、ただ、例えば、議会の中で誰と仲がいいのかとか、それからどういうふうに……親密じゃなかったら、逆に……この発言はなしにします。すみません。終わります。

前田浩司委員 話が少し脱線しているようなので、委員長には軌道修正をして

いただきたい。先ほど中島委員から、議会に関わっているとかないとか、もしくは議会チェックの内容であるとかないとかというような話があったと思います。今回、「明るいまち」での記述内容について、実際に、議員としてふさわしい、許される内容であったのかが大きな問題になっていると思います。名前が書いてあって、こういうことをされたという記述がありますけれども、もし、ここに自分の名前が書かれたらということを少し考えられてみて、事実と関係ないものが、公然と公の市民の方の目に触れるような媒体に出ていった場合に、それが本当に許されるものかどうかをしっかりと吟味すべきではないでしょうか。

中島好人委員 私たちが市政の状況を伝えていって、市民にとって、より良いものをつくっていきたいとは思っています。その辺では、まだ不十分な点多々ありますし、もっと切磋琢磨しながら、よりよいものをつくっていきたいとは思っております。そういう中で、事実確認されていない記載があるから政治倫理に違反するとか、プライバシーの問題があって訂正がされてないから政治倫理に違反するとかということ自体、審査をすること自体がおかしい。これは、あくまでも政党の独自の活動なんですよね。その活動を議会が規制していいか悪いか、記事の内容までチェックすること自体に問題があると最初から言っているわけなんです。それは、あくまでも当事者同士の問題であって、私の問題をなぜ書くのかということ、どこの新聞記事であれ、どういう内容についてであれ、そういうことになるわけですよ。議会がチェック機能を持って「おかしい、違反する」という内容ではないということです。

白井健一郎委員 出すにふさわしい話題を扱っているので出します。「明るいまち」の2024年1月14日号、これは最新のものだと思うんですけども、これを資料として提出したいんですが、許可してもらえますか。

松尾数則会長 内容を確認しないと分からないんですけど、どういう内容なんですか。（発言する者あり）暫時休憩します。

午後 2 時 3 0 分 休憩

午後 2 時 4 5 分 再開

松尾数則会長 休憩を解きまして、審査を続行します。それでは、2番目の内容につきまして、明るいまちによる個人の誹謗中傷、プライバシーの侵害、事実確認のない記載、これが第3条第1号に違反するかどうかを含めてお願いします。

森山喜久委員 再確認ですけれど、私たちは、政党が行っている正常な政治活動や議員活動を制約する気は一切ありません。ただ、このたびの虚偽記載や事実確認をされていないものが出された。それは正常ではなく不当なものではないかと認識している中で、それがまた流布されていること自体、市民全体の代表者として、品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないことという部分では、その品位と名誉を落としたため条例違反だと認識しております。

松尾数則会長 そういう今、意見が出ましたが、恐らく中島委員辺りには反対意見等もあるでしょうから、一応もう1回ここで決を採りましょう。第3条についての話ですが、どちらにしろ、委員長報告の中に記載する必要がありますので、まず、反対と賛成の意見を集約して、決を採りたいと思います。森山委員が言われた2番、明るいまちによる個人の誹謗中傷、プライバシーの侵害、事実確認のない記載は第3条第1号違反であるということに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則会長 賛成多数であります。ただ、最後まで行ってから結論を出したいと思っておりますので、皆さんの認識していただきたいと思っております。

次に3番目、立入禁止区域内への許可なき立入りが第3条第1号違反かどうかを話題にしたいと思っています。詳細については、また18番とにかにあるように、認めていないので、執行部に対して事実確認をお願いしますということです。中島さんを通じてではあるものの、会としては、実際に立ち入っていたとの認識です。ただ、それが第3条第1号違反に当たるのかどうかです。

中島好人委員 もう当初から言っていますし、さっきも言ったように、きちんと市長と契約して、許可を得て行っていますから、現在はありませんと
いう話です。

松尾数則会長 よろしいでしょうか。これについても皆さんの意見をもらって、
こうだから該当しないよというようなことが必要です。今は、中島委員
から、「該当しない」というような意見がありました。皆さんから、「これは、第3条第1条に違反していますよ」という意見がれば頂きますが、
今の中島委員の意見でよろしいですか。

森山喜久委員 市役所の庁舎内にある職員以外の立入禁止区域に入って、新聞
赤旗の購読勧誘、配布、集金等を行っていたという部分については、4
月から是正されたという話なんですけれど、今まではしていたと。その
部分は事実確認としてあると。職員以外は立入禁止となっている区域に
入ったということ自体は、議員は何してもいいのかとみなされかねない。
議員でも入れないところがあるということは、しっかりとしていかなければ
いけないのにやってしまったという部分があるので、第3条第1号に
違反していると思います。

松尾数則会長 その職務に関して疑惑を持たれるような行為をしているという
ことだね。そういう認識ですが、ここも皆さん二つの意見がありました
ので、どうですか。

白井健一郎委員 調べていないから分かりませんが、恐らくこの3番ができたのは、騒々しいというか徒党を組んで、秩序を乱すようなレベルまでの立入りというのを想定していたんだと思います。今回、問題となっている方は、結局、新聞の集金、配布ということが目的ですから、そんな騒々しい問題ではなくて、新聞と小銭を持って、ちょっと行って、お金をもらって、お釣りを渡した。それが一つ一つ政治倫理違反になっていたら、もう本当に何もできないと思いますので、反対です。

松尾数則会長 条例に違反しないということね。

古豊和恵委員 それでは民間の新聞屋さんが、例えば、市の職員さんに「購読をお願いします」と言って、普通、中に入れますか。家に行ったけれども、どなたもいらっしゃらなかったもので、集金に来ましたと言って中に入ってもらえますか。これは、議員として自分の役職を利用して、中に入ったのではないかと思います。今はしていないかも知れませんが、一市民の方が見られて、なぜ、議員だけ中に入っていいのか、それはおかしいんじゃないのという声は上がっていたと思います。

白井健一郎委員 それは、お答えしますが、入ってこられた職員のほうも、議員に対して自分の考えを伝えたり、あるいは市の中でこういう問題があるんですよと、ときにはその人にしか言えない秘密を打ち明かしたりすることだってあるんじゃないんですか。そういうつながりが持てるのは、議員じゃないとできないんですよ。

古豊和恵委員 それは、中に入ってしなくても、外に出てできます。なぜ、わざわざ中に入って、職員が仕事をしている後ろをごめんごめんと言いながら通って、集金しないといけないのか。仕事ですよ。仕事を中断させてまでするだけのものがあるんでしょうか。

白井健一郎委員 いや、まさにおっしゃったとおりの事実ならば、例えば、新

聞の配布をするためにちょっとどいてくださいぐらいのことです。それを一々政治倫理違反というのならば、それはちゃんちゃらおかしいと思います。それは私の考えです。

中島好人委員 だから、改正しようとしているわけです。過去にやってきたことに対して、「おかしい」、「違反だ」と。そのことが、過去にカウンターの中に入っていたから政治倫理条例に違反する、疑惑を持たれる行為だ、違反するんだとなるんですか。僕らも改善して、正して、きちんと契約を結んで入らないようにしているし、休憩時間というか昼休みなどに対応しているのに、過去にやっていたから政治倫理違反だとなるんですか。

松尾数則会長 いや、その件についても話し合ったじゃないですか。

中島好人委員 再度言っているんですよ。何回もです。

白井健一郎委員 先ほど、不適當な発言が若干あったかもしれませんが。ちゃんちゃらという言葉は、決してふざけているわけじゃなくて、気持ちが高ぶったから言ってしまいました。申し訳ありません。

岡山明副会長 第3条第1号に違反するとまではいかんのではないか。大変申し訳ないですけど、議員として、資料や議案などの関係で職員や課長や部長に話を聞く機会もあると思うんですよ。そういった意味で、たまたま資料のことを聞くときに、新聞の集金が実際にまだあったという状況になっていますから、違反するとまでは行かないかなと思います。

古豊和恵委員 岡山副会長言われたように、これは本当にあるまじき行為であると思っています。あつてはならない行為だと思っています。ただ、今、実際には是正されて、中には入っていない、昼休みに行っているという点を鑑みて、岡山副会長と同じ意見です。

松尾数則会長 第3条第1号に違反しないという意見ですね。

中島好人委員 私たちの共産党の話をしましたけれども、以前はほかの議員たちもみんな入って、話したりとか要求を言ったりとかもあったんですよ。「どうぞ」という職員もいた。だから、過去には、お互いにそういう認識の中でやっていたという経緯もあるわけです。ですから、それならほかの人たちはどうなのか。共産党だけがいけないのかとなってしまうわけです。だから、過去にやっていたところまで触れるのはおかしいんじゃないかという話です。だから、今は是正しています。それから、ほかの議員もそうだと思いますよ。あなたは新人だからあれかも分からないけれど、その前までは、ある意味ではそういうこともあったわけですよ。話に行って要望したりとか要求したりとか、議案の中身について少し聞きたいことだってカウンターの中に入ってやっていたことがたくさんあります。

松尾数則会長 この内容が、立入禁止区域内への許可なき立入りになっているんです。だから、そういうことは、あまりしていないような気がするんですけど、どなたか意見はありますか。

恒松恵子委員 前回の審査会で申し上げましたとおり、長年の信頼関係に基づいて立入禁止区域内との認識も甘いままにされてただけで、特に大きな情報漏えいもなかったとっておりますので、こちらについては違反ではないと思います。

松尾数則会長 違反、違反じゃないという意見がいろいろ出ましたから、決を採りまして、数を確かめたいとっております。第3番目の立入禁止区域内への許可なき立入りについて、第3条第1号違反であると思われる方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

松尾数則会長 賛成少数で、政治倫理基準に違反しないということです。次に、4番に行きます。他人の土地の無断使用について審査したいと思います。

白井健一郎委員 これは中島委員にお伺いします。無断使用とされる街宣の場面ですけれど、大体どのぐらい他人の土地に入って、他人の土地をお借りして、例えば、何分ぐらい演説があるのかとか、何人ぐらいで立たれるのかとかがありますか。もちろん、そんな定期的性はないというお答えでも構わないんですけれど、その辺どうなんでしょうか。

中島好人委員 聞かれたから答えるんですけれども、そもそも、こうした議員の政党の政治活動である街頭での宣伝に対して、その土地は人の土地だろうという話ではなくて、この所有者との関係でどうなのかが問われるわけであって、議会の政治倫理審査会で問われるべき問題ではないと思っています。長時間の場合は、大概許可を取ります。普通は5分程度なのであまり長い街宣ではないです。この土地が、誰の土地でどこでというのは、余り考えずにやっているのが今までの現状だと思います。

白井健一郎委員 この4番も以前、議論したことあると思うんですが、そのときに、中島委員が言われたことがちょっと印象に残っています。というのも、無断使用とされる、その土地の所有者、あるいは建物所有の人たちも味方にできるというか、その人たちにも理解していただけるような演説なんだと。だから、逆に言えば、無断使用だけれども、許可を得てないんだけど、その人たちが嫌がって苦情を言ってくるような場面はなかったのかなと思いますが、どうでしたか。

中島好人委員 市議会議員選挙のときに1回ほどありましたので、その場で「失礼しました」と言ってすぐにやめたのが、1回あります。

白井健一郎委員　ここも私の意見を言うと、たしかに許可を得ていないかもしれないけれど、他人の土地の無断使用が、果たして第3条第1号に違反するとまで言えるだけ悪いことなのかと。

森山喜久委員　繰り返しますけれど、正常に行っている活動に対してとやかく言う気はありません。ただ、個人の土地や自分以外の土地を無断で使用しているというのは、正常じゃないし、正当な行動とは思いません。どちらかという、不当な行動だと認識します。本人が来られていないので今もやっているかどうかは分かりません。ただ、以前はやられていたと。その後、当事者に対して、どのような行動を取られたかも不明です。弁明も説明もない中で行っていくことになりますけれど、無断使用したことは、許可を取らなくてもいいという認識を含めて、まずいんじゃないかなと思います。やはり行動自体は、品位を貶めていると認識していますので、違反していると認識しております。

白井健一郎委員　近くで共産党の方が来るときも結構ありますので、私も駅前で見ることがあるんですが、他人の土地とあって、土地の中というよりも——県道だったら県道の歩道ですから県のものですよね。要するに、県道でやっている。それも、厳密に言えば県の許可を得ていないかもしれないけれども、それを一つ一つ取り上げて、県が「これは違法だ」と言うのでしょうか。言いませんよね、そんなこと。あるいは、乗ってきた車を県道のわきに停車させることもあります。それも県の所有ですから、厳密に言ったら、県から許可を得なくてはいけないけれど、県が一々「それ、違法ですよ。きちんと私たちの許可を得てください」と言うのでしょうか。言わないのは、先ほどからの繰り返しになるけれど、やはり政治的な言論の重みがあるんですよ。絶対にそう思います。

古豊和恵委員　白井委員が、多分共産党議員団のそういう行動に、ずっとついておられたわけではないと思います。何箇所か見られたであろう中で、県道に停車していたと。では、あとはどうなんですか。やはり個人のと

ころに停車していたかも分からないじゃないですか。そういう言い方は、おかしいんじゃないかなと思いますし、そもそも一々許可を取らないと言いましたが、取っていらっしゃるところもあるんです。でも、取らないとも言われていましたけれども、一般市民からすると法令遵守の意識がないというか欠如しているのかなとなっても仕方ないのではないかなと思いますよ。

白井健一郎委員 はい、そうなんです。まさに、そのちょっとした違法なんですよ。今、言いましたでしょ。そのちょっとしたが、政治倫理条例違反する悪いことだったと言えるかどうかということなんです。

古豊和恵委員 だから、最初から言っています。議員として、モラルをきちんと守れるか守れないか。議員としてです。議員としてですよ。

白井健一郎委員 そうですね、古豊委員とは、その辺の少し違いというか、社会生活において古豊委員みたいにびしっとルールを守りながら私たち生きているわけではないですから、それは私の立場です。古豊委員はすばらしい社会生活を送っていらっしゃるんだと思いますけれど。

恒松恵子委員 先日の議会運営委員会の中で、山田議員の発言が教育委員会の管理地であることが明確でなかったため思い込みがあったということと、そこで「やるな」と言われたら速やかに撤退されているというお話がありました。例えば、何か聞くところによると、公明党は必ず許可を取って街頭演説をしていらっしゃると。やはり議員がそこで演説していたら、山陽小野田市議会に対して、こんなところで演説しているのかという市民の違和感につながる。とにかく、許可を取るという認識が欠如しているのは、議員として品位と名誉というか、議員としての品格が保持されていないのかなと思うので、これは違反でないかなと思います。

岡山明副会長 皆さんから話があった、不適切な場所で街頭演説をしているこ

とは認めるという状況になっていますけれど、他人の土地で意識的にという状況ではなくて、たまたまであったと。それも、何十年間やってきた中で、苦情が来れば、当然対応してきたということでした。私有地の所有者から苦情がなかったのも大きな要因の一つでもあったと思います。品位と名誉という部分では、違反とまでは言い難いと思います。

前田浩司委員 基本的には、プライバシーに関してくると、議員だから許されるというものではないと思います。やはり、議員は一般の市民の手本を示す、それなりの位置づけにあるのではないかなと思いますので、苦情のありなしにかかわらず、もし使われるのであれば、土地の所有者に迷惑をかけないように許可をきちんと得て土地を使うことが望ましいと思います。先ほど、中島委員から、5分ぐらいという数字も出ましたけれども、こういった曖昧的な考えではなくて、許可をきちんと得て、同僚議員もしっかり政治活動をしていただければと思います。

中島好人委員 街頭宣伝するというのは、何も共産党だけでなく、政党だけではなくて、選挙活動になれば、それぞれ皆が街宣活動を行うわけですよ。自分で自分の首を締めて、そういう方向になってしまう。そういう活動にまで、議会が「おかしい」、「政治倫理条例に違反する」と言ってしまうと、これからは本当に全部許可を取って選挙活動を行うんですか、となる。こんなことまで政治倫理条例に違反するとしてしまうと、おかしいことになるんじゃないかと思うので、違反じゃないと思います。

前田浩司委員 議員だから許されるものではないとお伝えしているだけで、政治活動どうこうということを申し上げているわけではありません。やはり、そこを使用するのであれば、当然所有者の方に許可を得るのは大切なことではないかなと主張させていただいております。

岡山明副会長 一番肝腎要の街頭演説を規制すると、政党側としては大変厳しいです。最初に言われたように、場所の問題ですよ。公明党に関して

は、土地の所有者に許可を取って、その前の国道や、お店の場合も許可を取って、駐車場でやっています。他人の土地を無断で使用しないように、今後も守っていく必要があると思っております。そういった中で、議員の活動の部分に関しての制約は、皆さんしっかりと理解していただいて、微妙な問題があるということを踏まえて、第3条第1号にある名誉と品位の部分は、今回は対象外でいいんじゃないかと思っております。

松尾数則会長 審議も大分出尽くしましたので、4番目の内容、他人の土地の無断使用につきまして、政治倫理基準に違反しているという方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則会長 賛成多数で、違反しているということです。次に入ります。議会運営委員会での虚偽答弁です。次長、議会運営委員会の中の内容をここでやっていいんですか。議会運営委員会に任せるわけにはいかないんですか。

中村議会事務局次長 逆質問になってしまうかもしれませんが、これについて政治倫理審査会で樋口さんが言われたんじゃないんですか。

松尾数則会長 これは言われました。

中村議会事務局次長 だから、ここでしないといけないんじゃないのかと思いますけれど、それ以上も以下もないような気がするんですが、どうですか。今この場でそれが出たのが理解できなくて、どういう意味なんでしょう。最初からしていないんなら分かるんですけど、今、この場でその発言が出たのが理解できなかったの、どういった意図なんでしょう。最初からやっていないんじゃないかと、これまでやってきたのに、今その話になったのが分からなかったものですから。

松尾数則会長 暫時休憩しましょうか。30分まで休憩。

午後3時17分 休憩

午後3時27分 再開

松尾数則会長 休憩を解きまして審査を続行します。次は、5番目の内容の議会運営委員会での虚偽答弁について審査します。この内容について、質疑があれば受けます。

恒松恵子委員 こちらにつきましては、認識違いや思い込みもありますし、意図的な虚偽答弁とは全く感じられない、また、議会内での発言でもありますので、該当しないと考えております。

森山喜久委員 個人的には、あからさまに虚偽記載が多かったと思います。抗議までなかった、事実確認ができていないことを書くことはないなどの答弁がありましたが、私からすれば虚偽答弁ですし、裁判関係の部分でも、今までそういったことになったことはないというところは、これはあからさまに自分でも「否定されているな」と思っています。虚偽答弁をされたこと自体、勘違いや思い込みは、実際に多少なりともありますし、私も言い間違ふことはあるんですけど、ただ、第三者で複数の人間が、虚偽だと分かるところが何箇所もありました。ですので、これはやはり疑惑を持たれる行為じゃないかということで、違反だと認識しております。

白井健一郎委員 少し疑問なんですけれど、虚偽答弁が規定されている条文はありましたか。というのも、私の常識からすると、その場では自分に有利なことを言いたい。特に、感情が乱れているとき、かっかきているときは、「そんなことはないです」というように、事実と違うけれど言って

しまうこともある。それを一つ一つ捉えて虚偽答弁と言って、要は、うそは言ってはいけない場だから駄目だ、とはならないと思うんですよ。

古豊和恵委員 子供のときから、「うそをついてはいけません」と習って大きくなっただけです。特に、議会運営委員会での虚偽答弁は、明らかにいけないことだと思います。「これまで裁判になったことはない」なんてことは間違いようがないと思います。自分の経験ですからね。こういう虚偽答弁はいかななものかと思います。

中島好人委員 内容によるんですけれども、この内容が議会活動に関わっている問題なのかという点が問われているんですけれども、僕の場合は、多くは議会外の内容についての問題であって、今回は、議会運営委員会の中での発言について虚偽があったという話だと思います。言わば議会活動とは関係のない問題について、ここで虚偽答弁があったから、政治倫理に違反するとはならないと考えます。

松尾数則会長 議会内、議会外については、既に結論が出ています。そのほか、意見はありますか。

中村議会事務局次長 一般的に虚偽答弁ということであれば、基本的には不穏当発言になります。議会とか委員会では。法律や本市の規則上に定められている会議と言われるものに、本会議、委員会、全員協議会があると思います。その場での虚偽答弁は、不穏当発言とあって、例えば、会議録に残す場合には、削除等の対象になるものになります。削除するには条件がいろいろありますけれども、基本的にはそういう扱いになります。

松尾数則会長 内容的には、例えば、ここにあるように、森山議員に初めて抗議を受けたというのが虚偽答弁ですね。

森山喜久委員 ちなみに、もう一つ確認したいんですけれども、不穏当発言とか

になった場合には、懲罰対象ですか。

中村議会事務局次長 結論としては、対象となり得ますとしか言いようがありません。なぜかという、懲罰は消滅時効があつて、3日以内でしたか、そういうのがあるからです。極端な例としては、例えば、本会議の最終日に不穏当発言あつた場合には、なかなか難しいというのが実情であることはあります。不穏当発言は、実際にそうだったかどうかを判断するのがなかなか難しい場合がありますから、その場合に、これまであつたのが、「会長で」とか、「委員長で」とか、「議長で会議録を精査します」というように留保して、後から職権で会議録から消すようなことになります。実際にそうであれば、懲罰対象になり得ます。ただ、政治倫理審査会は、さっき言った法律や会議規則上の会議ではありませんので、ここでの発言が対象に問われることはないと思います。

白井健一郎委員 最後に一般論として言います。立ったままか座ったままか分かりませんが、質問して反抗的態度を見せた場合に、「何を言っているんだ、このやろう」というように、押しつけるような、そういう懲罰の仕方は、正義に反すると思っています。あくまで、一般論です。

松尾数則会長 そのほか。これまで裁判になつたことがないとかいうような虚偽答弁等も含めて、よろしいですか。5番、議会運営委員会での虚偽答弁について政治倫理基準に違反しているという方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則会長 3名ですので、賛成少数です。第3条第1号に違反しないという結論です。続いて、6番目、議会運営委員会での法令遵守意識の欠如についてを審査します。この内容について、意見を頂きます。これは、既に審査しましたが、庁内勧誘活動等を行ったといった内容です。

森山喜久委員 これについては、今までの1、2、3、4に関わってくると思うんですけど、全般的に、許可を求める場所のところで求めていなかったと。それは庁舎内のところにしても私有地のところにしても、それらは該当していくと。今は庁舎内では是正されていると聞いていますが、当時は法令遵守意識が欠如していたのではないかといったら、そうみなさざるを得ないと認識しております。ただ、違反とまで言えるのかどうなのかというところは、難しいところではありますけれど、こちらについても、第3条第1号に違反すると思います。

白井健一郎委員 個別の具体的な事実を挙げられましたけれど、政治倫理条例違反かどうかを考えているんだから、それを総括的なもの、いわゆる法令遵守意識の欠如みたいなものを持ってきてもう一遍やるのは二重処罰ですよ。

恒松恵子委員 この6番の項目につきましては、庁舎管理規則や街頭宣伝の件などを今まで審議してまいりました。法令遵守意識の欠如があったと思われましても、政治倫理審査基準に違反するほどの重い意識の欠如であったと思っております。

松尾数則会長 その他、意見はありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）
それでは、6番、議会運営委員会での法令遵守意識の欠如について、第3条第1号に違反しているという方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則会長 賛成少数で、第3条第1号違反ではないという結論にしたいと思っております。最後に、第3条第6号違反の件です。最後の30番になるんですが、職務執行中に声をかけられたことによって職務執行を妨げられたという内容について審査していきたいと思っております。既に、アンケート用紙でも示しましたけれど、80%以上が圧力を感じたといった内容で

した。

森山喜久委員 議員による政党機関紙の購読勧誘が職員に心理的圧迫を与えたということ、そして、職員の業務を中断させているという調査結果があったと思います。その事実から鑑みると第3条第6号に違反すると認識します。

松尾数則会長 第3条第6号は、「市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限もしくは地位による影響力を不正に行使するように働きかけない」と規定されていますので、この内容に違反したか違反していないかを判断しているわけです。

白井健一郎委員 私も会長の意見に賛成です。というのも、前段は、市職員の公正な職務執行を妨げたとなっていて、けれど、どの程度までやったら、その公正な職務執行を妨げたと言えるのかは、前段と後段でのバランスが必要というか、後段ぐらいの悪さが必要ということですね。後段には、不正に行使するように働きかけないとありますから、ただ、肩を少したたかれて、振り返ったと。そのとき、いろいろなことを考えていたのに、職務の執行が止まってしまった程度では、不正に行使したとは言えないと考えています。

松尾数則会長 いろいろな意味で、職務執行を妨げているのは事実だと思います。皆様の意見をお伺いします。

恒松恵子委員 最初の資料で、職員へのアンケートが添付されておりました。82.7%が心理的な圧力を感じたということ、あとは別の項目になりますが、断ったにもかかわらず勧誘を再度受けた職員がいるということ、これが1名なのか20名なのか、その数は明記されておられませんけれども、その辺りが、市職員の公正な職務執行を妨げたのではないかと考えております。

白井健一郎委員 後段を見ますと、当該職員の権限もしくは地位による影響力となっています。だから、権限や地位、例えば課長による影響力が不正になったということですから、圧力を少し感じたぐらいでは入らないと思っています。

古豊和恵委員 別に課長、次長、部長でなくても、議員という立場ですから、受け手がどう受け取るかというのは個人差があると思うんですね。例えば、この人が来ても影響を受けないだろうと私たちが思っても、個人にとっては、こうして実際に数字として出ているわけですから、それだけ負担を感じているわけで、それは認めるべきではないかなと思います。

中島好人委員 政党機関紙の購読を進めるというのは、政党として当たり前の政治活動なんですよ。それをどう取るかは本人の思想信条の自由の範ちゅうなんですよ。ですから、ある意味、職務を妨げないということで、今度は、契約書に基づいて、1番と同じようにきちんと対応しているようにしているわけです。ただ、圧力を感じるか感じないかは、それぞれの意識というか感じ方ですから、市長としても、できるだけ、そういう負担を感じないように配慮してほしいという表現でとどめているわけです。だから、購読を進めてはいけませんと言ったらおおごとになるから、市長もその辺は慎重な対応で回答を議長によこしたんだと思います。だから、今は条例に基づいてきちんと対応しているということです。

古豊和恵委員 今もちろん、自分自身にセーブをかけてやっつけていっちゃると思うんですけど、そのときに圧力を感じて、嫌ですとはっきりと言えない方がたくさんいたと思うんです。その方たちが、今も継続して購読されているかも分からないわけです。お金が絡むことで、ずっと支払い続けているわけだから、一度白紙に戻してはいかがですか。ゼロから始めて、もう一度取ってもらえますかと聞いたわけではないですよ。そのまま継続して続けているわけですから、やはり圧力を感じて、新聞を

取っているんですよ。本当は取りたくないけれど、取っているんですよ、でも、すごく興味がある新聞で、読みたかったから読んでいますという方も、中にはいらっしゃるでしょう。だから、一度白紙に戻してはと思うんですが、考えられたことはありますか。

中島好人委員 考えたことはありません。そこまで、思想信条の自由に政治倫理審査会が踏み込めますか。全部やめなさいとまで言えますか。

岡山明副会長 まず、「公平公正な職務執行を妨げ」とあります。もう一つは、「地位による影響力を不正に」とあります。この第3条第6号に該当して、第3条第1号には、「品位と名誉」との組合せの中で、違反するようなことかと。アンケートの中で、ハラスメントの話もいろいろ出ていでしょうけれど、その辺の状況が違反に該当するかどうか。ライン引きが微妙なところと思うんですよ。今回は改正されたことで、庁内での取扱いも変わってくることも考えられますので、今回は違反まではいかないと解釈しております。

松尾数則会長 ずっと始めから言っていますように、もちろん今回の話ではないです。そのほか御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）第3条第6号の30番の内容ですが、第3条の第6号違反であるという方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則会長 賛成多数により、第3条6号違反であると位置づけたいと思います。違反である内容と違反でない内容について審査してまいりましたが、最初に申し上げましたように、この中で一つでも違反があれば、これは、政治倫理条例に違反しているとなりますので、基本的には、ここで採決する必要もないんですが、基本的には、今回の案件につきましては、政治倫理条例に違反していると位置づけたいと思います。その内容

につきましては、私がまとめて、皆様にまたお示ししていきたいと思
います。

白井健一郎委員 もう一度、1番から7番までの採決の結果を言ってください。
何対何だったのかを。（発言する者あり）

松尾数則会長 1番は採ってなかったかいね。1番の内容につきましては、職
員の勤務期間中の勧誘、配布、集金業務を行ったことについて、これは
政治倫理基準に違反すると思う方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則会長 賛成少数でありますので、政治倫理基準に違反していないとい
うことです。2番、明るいまちによる個人への誹謗中傷、プライバシー
の侵害につきましては、賛成多数により、政治倫理基準に違反している
となりました。3番、立入禁止区域内の許可なき立入りににつきましては、
賛成少数、2対5でした。4番、他人の土地の無断使用につきましては、
賛成多数、4人により、政治倫理基準に違反しているとなりました。5
番、議会運営委員会での虚偽答弁につきましては、賛成少数で、政治倫
理基準に違反していないとなっております。6番、議会運営委員会での
法令遵守意識の欠如については、賛成少数で、政治倫理基準に違反しな
いとなっております。7番、市職員の職務執行を妨げ、又は当該職員の
権限もしくは地位による影響力を不正に行使するように働きかけたとい
った内容につきましては、賛成多数により、政治倫理基準に違反してい
るとなりました。よろしいですか。

白井健一郎委員 今、思いついた提案なんですが、かなり割れましたよね、全
て3対4とか2対5とか5対2とかで。私たちも今日で10回、審査を
相当してきたので、問題なければ皆さんの決の結論を挙げてもいいと思
っていますが、どうでしょうか。（発言する者あり）

松尾数則会長 個人の意見ということですか。つまり個々になるよね。全体の意見はもちろん出します。

中島好人委員 第7条ですけれども、審査会は、次に挙げる事項について審査するとなっていて、(1) 審査請求の適否とあります。だから、今までは項目を見て言っていましたけれども、最後に第7条第1号に基づいて、適否を今日やるのか、次にやるのか。適が一つあるんで、適として進めるのかという点については、先ほど白井委員が言われてきたということで、改めて第7条第1号について、適否の決を採ったらいいんじゃないかと思います。

恒松恵子委員 私の勘違いかもしれませんが、審査請求の適否は審査会の初めにやったことと認識しております。

中島好人委員 監査とか指導するという、結局それは、適にするにはどうかという形で削減したという。

松尾数則会長 最初に申し上げたと思うんですが、一つでも該当するものがあればです。

白井健一郎委員 結論を見ても相当割れていますよね。4対3、3対4というのはかなりありますし、最終的に賛成多数が2番、4番、7番です。たしかに、一つでも当てはまればという前提でやっていたけれど、七つのうちの半分以下なんですよね。そういう考え方もあり得る。(笑い声)ただ、もう1回議論してください。中島委員がおっしゃられたように、最終的にもう一遍、最後の念押しとして、全体としてどう考えるのか。個人個人の意見を数として、表してみたらどうかと思っています。

松尾数則会長 自由討議をしますか。

恒松恵子委員 白井委員が1人ずつの賛否についてとおっしゃいましたが、ホームページ上の記録では、発言は匿名でなく、名前が入っていて、公開されておりますので、どのような形で公開されるかは、会長が判断されたらよいのではないかと思います。

松尾数則会長 基本的には、私としましては、今までいろいろ議論をしてまいりました中で、一つでも政治倫理基準に違反すれば、違反と表現しようと思っていますし、例えば、白井委員が言われるように、少数意見があって、それを尊重というのも、本文の中で言えるかどうかの問題かと思っています。

白井健一郎委員 やはり、議論の前に言ったことを、ここで変えるのは少し変な話ではあります。

松尾数則会長 白井委員が言われたように、少数意見は無視しようというつもりではないし、どのような形にするかは大事ですが、今までの中ではやっていませんよね。

白井健一郎委員 ただ、賛成と反対の意見だけを聞いただけで、それぞれの個々の意見は聞いていませんよね、最後の段階で。だから、それを出すのは難しいんじゃないですか。反対意見の中でも議論がいろいろあったように分かれていますから。

古豊和恵委員 しかし、もう何回も議論し尽くして、皆さんしっかりと意見を言っているわけですから、その中から酌み取っていただければいいと思います。

松尾数則会長 議事録は全部残っていますし、個人の名前で出していますから、それは十分理解できるなと思っています。

岡山明副会長 白井委員からも話がありましたが、個別でそれぞれの思いがあると思いますし、もう10回も審査してきましたし、それでも判断が割れていますから、次回、それぞれの議員から総括をしたらいいと思います。採決した中で、まだ話していない部分があると思うんですよ。何回もしつこいんですけど、白井委員が言ったように、しゃべってない人がいますし、しゃべり足りない人もいますからね。議事録も出てくるでしょうから、次の審査会で最終的に個人の話も必要だと思います。

中村議会事務局次長 議会の審査の基本的なことが全員分かっていないので、あえて言います。議員に対して少し失礼になるかもしれませんが、通常、審査で採決というのは、審議し尽くして、質疑し尽くしてやるものじゃないんですか。第7条の第1号、調査請求の適否では、先ほど少し混乱しましたけれども、これが早い段階で適になったことによって、審査の本題に入り、第2号の政治倫理基準に違反する行為の存否を、今日最終的に多数決で結論を出したんじゃないんですか。議事は多数決と施行規定に書いてあると思いますけれど、行ったということは、議論を尽くしたからじゃないんですか。失礼ですけど、それでまだしゃべることがあるというのが、私には分かりません。通常委員会審査の自由討議でも、議会ルールとしては質疑の間に行うようになっていると思いますので、この後に何かさらに発言があるというのは、正直解せないところがあります。

岡山明副会長 事務局からそういう話出ましたけれど、私は、どうしてもその部分でどうしてもまだ残った部分があると。次回、もう一度やるのであれば、いろいろな少数意見とかも個別にかかえているものがあるんで、さっきも出ましたけれど、今回の審査会の他の資料を見た後に、最後の議事録として残す必要も政治倫理審査会にあると。こういう少数の意見もあったと議事録の中にしっかりと残すほうがいいと思っております。

白井健一郎委員 議論をかき回してすみませんけれども、最後に一つだけ。7項目ありますし、自分が好きなものを選んで、感傷的な感想を付け加えるのは、しかも総花的になると思うんで、みんなが納得するような感傷的な意見は要らないと思います。

松尾数則会長 ただ、前回は附帯意見のようなものを出した事例があるよね。

森山喜久委員 ただ、どちらにしろ、今回先ほどあった適否存否の後に、今回政治倫理基準に違反する声があると認めた場合における審査の請求の対象とされた議員に対する措置がまだ決まっていません。それと、被審査議員に弁明の機会を与えなければならないというのがあります。その中で、こちらとしても被審査議員に対する措置をどうするか。今回言い足りなかった分は、そこで措置に対する意見に反映してもらったほうがいいんじゃないかと思います。手続論的な部分で、弁明の機会を与えなければならないという案件と、対象議員に対する措置について、順番的な部分の説明を次長にお伺いしたいと思います。

中村議会事務局次長 弁明の機会は、これは与えなければならないので、審査会として、対象となる議員、このたびでいう山田議員に機会を与えなければなりません。ただ、山田議員が実際に来て、ここで弁明されるかどうかは別の話です。だから、されなくても、会としてその機会を与える行為をすれば事が足りるというのが一つです。措置は、条例の順番とおりですので、弁明の機会の後、措置を決定ということになります。

松尾数則会長 もう1回言ってください。

中村議会事務局次長 森山委員から質問がありました弁明の機会と措置の順番ということでお答えいたします。順番としては、存否までが決まったので、次は、被審査議員に対する弁明の機会を審査会として与える行為を行う。山田議員が来られるかはまた別の話です。その後に措置を決める

から、条例第7条の項目どおりに進めることとなります。

松尾数則会長 弁明の機会を与えるということは、山田議員を呼ばないといけないということですね。(発言する者あり)次長から説明がありましたけれど、弁明の機会を与えると。今回、政治倫理基準に違反しまというような内容でありましたので、山田委員に弁明の機会を与えるように、日にちを決定しないといけませんか。

森山喜久委員 それもなんですけれど、結局今回1項目から7項目まであった事実をまとめて、文書にされて、こういう状況になりましたと。それに対して弁明をどうしますかという内容の文書は要るんですか。特にそこまでもやっていないんですかね。であれば、存否が決定したので、行うでいいとは思うんですけれど。

松尾数則会長 もう少しまとめていこうと思っています。よろしいですか。「はい」と呼ぶ者あり) これからのことは、後日改めてまた連絡したいと思います。取りあえず、今日の政治倫理審査会は終了します。お疲れさまでした。

午後4時13分 散会

令和6年(2024年)1月12日

政治倫理審査会長 松尾数則